2013年(第13次)漁業センサス 海面漁業経営体調査結果の概要

(岩手県分)

(平成 25 年 11 月 1 日調査)

平成 27 年 2 月

岩手県政策地域部

第1 調査のしくみ

1 調査の目的

漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

2 調査の種類

調査は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の3種となっている。

3 調査の区分

海面漁業調査は、漁業経営体調査、漁業管理組織調査、海面漁業地域調査に区分し、県で は海面漁業調査のうち漁業経営体調査を担当し、沿岸市町村を通じ実施している。

なお、その他の調査は、農林水産省地方統計組織が別途実施している。

4 調査期日

調査は平成25年11月1日現在で実施している。

5 調査の範囲

漁業経営体調査は、海面に沿う市町村を調査地区として実施している。

6 調査の系統

漁業経営体調査の系統は次のとおりとなっている。 農林水産省-県-市町村-調査員

7 調査の方法

漁業経営体調査は、統計調査員が、調査客体に対し調査票を配付・回収を行う自計報告調査の方法により実施している。ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法をとっている。

第2 調査の定義・約束事項(海面漁業調査関係)

1 漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除いている。

2 経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

(1) 個人経営体

個人で漁業を自営する経営体をいう。

(2) 団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、 その他(官公庁、学校、試験場など)に区分している。

3 経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次のとおり区分している。

(1) 過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類)により決定した経 営体階層。

大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。

(2) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数(動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに使用する船、買い付け用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。)により決定した経営体階層(漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層)。

4 漁業層

- ・沿岸漁業層 漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船 10 トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
- ・中小漁業層 動力漁船 10 トン以上 1,000 トン未満の各階層を総称したものをいう。
- ・大規模漁業層 動力漁船 1,000 トン以上の各階層を総称したものをいう。

5 漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に使用しなかった船(遊漁のみに使用した船、買い付け用の鮮魚運搬船等)は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している いる(重複計上を回避するため)。

6 経営体の専兼業分類

(1) 専業

個人経営体として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。

(2) 第1種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

(3) 第2種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、 自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をい う。

7 基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満 15 歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者を いう。

8 漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

(1) 自営漁業のみ

漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)。

(2) 漁業雇われ

漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)。

9 新規就業者

過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に 30 日 以上従事した者を新規就業者とした。

10 漁業従事者

満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者。

11 その他

- (1) この概要に掲載の数値は、四捨五入のため合計と一致しないものがある。
- (2) 表中の「一」は該当数値のないもの、「0.0」は単位に満たないものを示す。

この概要についての問い合わせ先

岩手県政策地域部調査統計課 経済統計担当 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 電話 019-629-5297

第3 調査結果の概要

1 漁業経営体

(1) 漁業経営体数

平成25年11月1日現在における海面漁業の漁業経営体数は3,365経営体で、前回(平成20年調査。以下同じ。)に比べ、1,948経営体(36.7%)減少した。

前回 5,313 経営体のうち、「廃業」が 1,454 経営体、「休業等」が 1,001 経営体で、これらを除いた残りが漁業を再開したり継続している「再開経営体等」で、2,858 経営体あった。

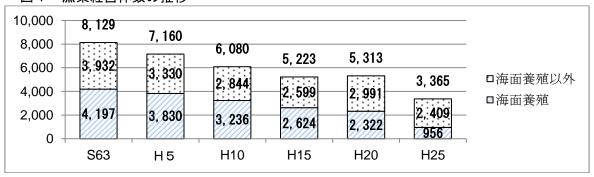
この「再開経営体等」2,858 経営体に「新規」507 経営体を加えたものが今回の 3,365 経 営体である。

なお、「新規」には、前回では「休業等」扱いだったが、今回、「1年間の海上作業が 30 日以上」となった経営体が多数含まれている。 単位:経営体

前 回 (平成 20 年)	前回経営 11月1日)	体の調査日 の経営状活	現在(平成 25 年 況	·	·回 25 年)	差 (H25-H20)		
漁業経営体 a	廃業 b	休業等 c	再開 経営体等 d=a· (b+c)	漁業 経営体 d+e	うち新規 e	増減数	増減率 (%)	
5, 313	1, 454	1,001	2, 858	3,365	507	△1, 948	△36. 7	

・ 漁業経営体の内訳をみると、海面養殖が 956 経営体、それ以外 (漁船使用階層等) が 2,409 経営体で、前回に比べそれぞれ 1,366 経営体 (58.8%)、582 経営体 (19.5%) 減少した。 養殖経営体の減少は、小規模な養殖経営体の廃業や、漁協への集約化等によるものである。

図1 漁業経営体数の推移



【漁業経営体】

過去1年間(平成24年11月1日~平成25年10月31日)に、利潤を得るため、生産物を 販売することを目的として、海面における漁業を行った世帯(個人経営体)または事業所(団 体経営体)をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の世帯を除いている。

(2) 経営組織別経営体数

漁業経営体を経営組織別にみると、個人経営体は3,278経営体(全漁業経営体数に占める割合97.4%)、団体経営体数は87経営体(同2.6%)で、前回に比べそれぞれ1,926経営体(37.0%)、22経営体(20.2%)減少した。

(単位:経営体、%)

第1表 経営組織別漁業経営体数

	区		\triangle		分		分		平成	15年	平成	20年	平成	25年	対前	
)J		経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減率				
総				数	5,223	100.0	5,313	100.0	3,365	100.0	△ 1,948	\triangle 36.7				
個	人	経	営	体	5,106	97.8	5,204	97.9	3,278	97.4	△ 1,926	\triangle 37.0				
寸	体	経	営	体	117	2.2	109	2.1	87	2.6	\triangle 22	\triangle 20.2				
	£	<u> </u>		社	24	0.4	19	0.4	14	0.4	\triangle 5	\triangle 26.3				
	漁	業制	協同系	组合	22	0.4	23	0.4	23	0.7	0	0.0				
	漁	業生	上 産 絹	组合	11	0.2	9	0.2	10	0.3	1	11.1				
	丰	キ 同] 経	営	56	1.1	55	1.0	39	1.2	\triangle 16	\triangle 29.1				
	そ	-	の	他	4	0.1	3	0.1	1	0.0	$\triangle 2$	\triangle 66.7				

(3) 漁業層別経営体数

漁業経営体を漁業層別にみると、沿岸漁業層、中小漁業層、大規模漁業層の各階層とも前回に比べ減少し、特に沿岸漁業層が1,934経営体(37.0%)と著しく減少した。

第2表 漁業層別漁業経営体数

(単位:経営体、%)

		区			分		平成	20年	平成	25年	対前	
					カ		経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減率
総						数	5,313	100.0	3,365	100.0	△ 1,948	△ 36.7
沿		岸	漁		業	層	5,225	98.3	3,291	97.8	△ 1,934	△ 37.0
	漁	Á	沿	非	使	用	358	6.7	206	6.1	△ 152	\triangle 42.5
		無	動	力	船の	み	3	0.1	5	0.1	2	66.7
	漁	船	外	機	付 漁	船	1,820	34.3	1,640	48.7	△ 180	\triangle 9.9
	船	動	力船	1	トン未	満	24	0.5	19	0.6	\triangle 5	△ 20.8
	使 用	動	力 船 1	. ~	3トン 未	満	292	5.5	151	4.5	△ 141	△ 48.3
	階	動	力船3	} ~	5トン未	満	171	3.2	138	4.1	△ 33	△ 19.3
	層	動	力 船 5	\sim	10トン未	満	141	2.7	117	3.5	△ 24	△ 17.0
				小			2,451	46.1	2,070	61.5	△ 381	\triangle 15.5
	定置	大	型	定	置置	網	46	0.9	43	1.3	$\triangle 3$	\triangle 6.5
	網等	小	型	定	置置	網	48	0.9	16	0.5	△ 32	\triangle 66.7
	711 3 13			小	計		94	1.8	59	1.8	△ 35	\triangle 37.2
		魚	類	į	養	殖	1	0.0	_	_	$\triangle 1$	△100.0
	海面養	\bigcirc	り		養	殖	2	0.0	1	0.0	$\triangle 1$	\triangle 50.0
		カュ	き		養	殖	426	8.0	57	1.7	△ 369	\triangle 86.6
		わ	カュ	X)		殖	1,000	18.8	620	18.4	△ 380	△ 38.0
	殖	ほ	たて	が	い養	殖	574	10.8	85	2.5	△ 489	\triangle 85.2
		そ	<i>O</i>	他	の養	殖	319	6.0	193	5.7	△ 126	\triangle 39.5
				小			2,322	43.7	956	28.4	△ 1,366	\triangle 58.8
中		小	漁		業	層	85	1.6	72	2.1	△ 13	\triangle 15.3
		動	力船10	0~	20トン未	満	68	1.3	55	1.6	△ 13	\triangle 19.1
	漁				30トン未		3	0.1	5	0.1	2	66.7
	船使				50トン未		2	0.0	2	0.1	0	0.0
	用				100トン未		2	0.0	4	0.1	2	100.0
	階		- ,		200トン未		3	0.1	2	0.1	$\triangle 1$	\triangle 33.3
	層	動	力船20	0~	500トン未	満	4	0.1	2	0.1	$\triangle 2$	\triangle 50.0
					1000トン未		3	0.1	2	0.1	$\triangle 1$	\triangle 33.3
大	規		模	漁	業	層	3	0.1	2	0.1	$\triangle 1$	△ 33.3
	漁				3000トン未		3	0.1	1	0.0	$\triangle 2$	\triangle 66.7
	船	動	力 船	3000	リトン 以	上	_	_	1	0.0	1	100.0

【漁業層】

漁業経営体が主として営む漁業種類と使用漁船の規模による分類

・沿岸漁業層:漁船非使用、無動力船、動力船 10 トン未満、定置網及び海面養殖の各 経営体各層

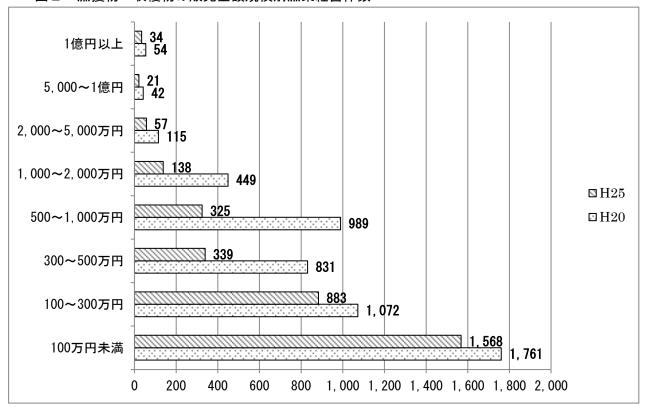
・中小漁業層:動力船 10~1,000 トン未満の経営体各層・大規模漁業層:動力船 1,000 トン以上の経営体各層

(4) 漁獲物・収穫物の販売金額

漁獲物・収穫物の販売金額をみると、「100万円未満」の漁業経営体が 1,568 経営体と最も 多く、前回に比べ 193 経営体(11.0%)減少している。

次いで、「100万円~300万円未満」が883経営体と、前回に比べ189経営体(17.6%)減少している。

図2 漁獲物・収穫物の販売金額規模別漁業経営体数



第3表 漁獲物・収穫物の販売金額規模別漁業経営体数

(単位:経営体 %)

				ョ / 十、 /0/
金額帯	H20	H25	増減数	増減率
100万円未満	1, 761	1, 568	△ 193	△ 11.0
100~300万円	1,072	883	△ 189	△ 17.6
300~500万円	831	339	△ 492	△ 59. 2
500~1,000万円	989	325	\triangle 664	\triangle 67. 1
1,000~2,000万円	449	138	△ 311	△ 69.3
2,000~5,000万円	115	57	△ 58	△ 50.4
5,000~1億円	42	21	\triangle 21	\triangle 50.0
1億円以上	54	34	△ 20	△ 37.0
合 計	5, 313	3, 365	\triangle 1, 948	\triangle 36. 7

注 100万円未満には、販売金額なしを含む。

2 個人経営体

(1) 専兼業別経営体数

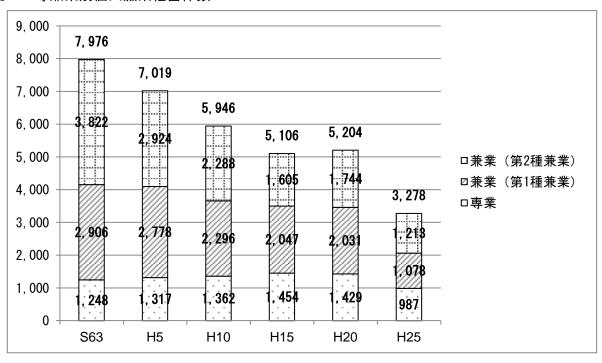
個人経営体(3,278 経営体)を専兼業別にみると、専業が987 経営体(全個人経営体数の占める割合30.1%)、第1種兼業が1,078経営体(同32.9%)、第2種兼業が1,213経営体(37.0%)で、前回に比べ、専業が442 経営体(30.9%)、第1種兼業が953 経営体(46.9%)、第2種兼業が531 経営体(30.4%)減少した。

第4表 専兼業別個人漁業経営体数

(単位:経営体、%)

_						(+1-4-1	<u> </u>	
	区	分	平成	20年	平成	25年	対前回	
		刀 ————————————————————————————————————	経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減率
	総	数	5, 204	100.0	3, 278	100.0	△ 1,926	△ 37.0
	専	業	1, 429	27.5	987	30. 1	△ 442	△ 30.9
	兼	業	3, 775	72.5	2, 291	69. 9	△ 1,484	△ 39.3
	自営漁業が主	(第1種兼業)	2,031	39.0	1,078	32. 9	△ 953	△ 46.9
	自営漁業が従	(第2種兼業)	1, 744	33.5	1, 213	37.0	△ 531	△ 30.4

図3 専兼業別個人漁業経営体数



【専兼業別】

専業:個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業からのみであっ

た場合をいう。

・第1種兼業:個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事から

もあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よ

りも大きかった場合をいう。

・第2種兼業:個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事から

もあり、かつ、自営漁業以外からの収入の合計が自営漁業からの収入より

も大きかった場合をいう。

【自営漁業】

専業、兼業にかかわらず、自ら漁業を営んでいる経営体をいう。

(2) 基幹的漁業従事者の性別・年齢別経営体数

個人経営体を基幹的漁業従事者の性別にみると、男子の経営体は 3,157 経営体(全個人経営対数に占める割合 96.3%)、女子の経営体は 121 経営体(同 3.7%)で、前回に比べ男子の経営体は 1,796 経営体(36.3%)、女子の経営体は 130 経営体(51.8%)減少した。

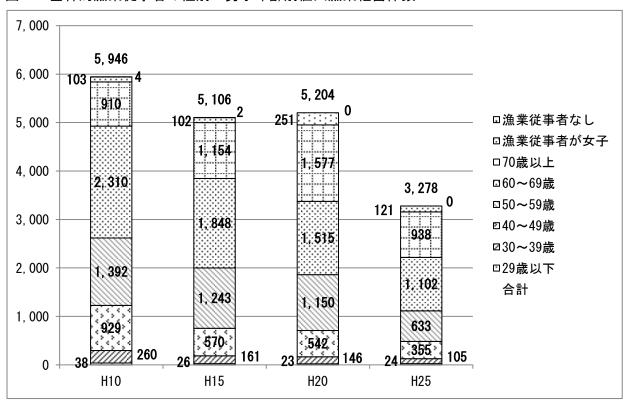
男子の基幹的漁業従事者を年齢階層別でみると、 $60\sim69$ 歳が 1,102 経営体(全個人経営対数に占める割合 33.6%)と最も多く、次いで 70 歳以上が 938 経営体(同 28.6%)となっている。

第5表 基幹的漁業従事者の性別・男子年齢別個人漁業経営体数

(単位:経営体、%)

						<u> </u>	
区分	平成20年		平成	25年	対前回		
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減率	
総数	5,204	100.0	3,278	100.0	△ 1,926	△ 37.0	
基幹的漁業従事者が男子	4,953	95.2	3,157	96.3	\triangle 1,796	\triangle 36.3	
29歳以下	23	0.4	24	0.7	1	4.3	
30~39歳	146	2.8	105	3.2	\triangle 41	\triangle 28.1	
40~49歳	542	10.4	355	10.8	\triangle 187	\triangle 34.5	
50~59歳	1,150	22.1	633	19.3	\triangle 517	\triangle 45.0	
60~69歳	1,515	29.1	1,102	33.6	\triangle 413	\triangle 27.3	
70歳以上	1,577	30.3	938	28.6	\triangle 639	\triangle 40.5	
基幹的漁業従事者が女子	251	4.8	121	3.7	△ 130	\triangle 51.8	
基幹的漁業従事者なし	_	_	_	_	_	_	

図4 基幹的漁業従事者の性別・男子年齢別個人漁業経営体数



【基幹的漁業従事者】

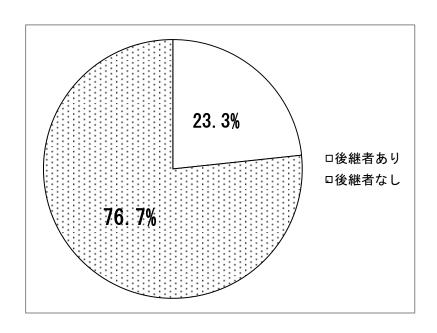
個人経営体の満15歳以上世帯員のうち、自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

(3) 個人経営体の後継者

個人経営体 3,278 経営体のうち、自営漁業の後継者がいる経営体は、764 経営体(全個人経営体数に対する割合 23.3%) となっている。

第6表 後継者の有無別個人経営体

另 0 农								
(田 1 (文))	後継者	音あり しょうしょう	後継者なし					
個人経営体数	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)				
3, 278	764	23. 3	2, 514	76. 7				



【後継者】

「満 15 歳以上で、過去 1 年間に漁業に従事した人のうち、将来自営漁業の経営主になる予定の人」であり、世帯員に限らず将来経営主になる予定の人を含む。

3 漁業就業者

(1) 漁業就業者数

漁業就業者は6,289人で、前回に比べ3,659人(36.8%)減少した。

漁業就業者のうち、個人経営体の自営業のみに従事した人は3,497人(全漁業就業者数に 占める割合55.6%)で、前回に比べ3,300人(48.6%)減少した。

また、漁業経営体に雇われて漁業に従事した者(自営業との兼務も含む。)は2,792人で、前回に比べ359人(11.4%)減少した。

第7表 自営・雇われ別漁業就業者数

区分	平成	20年	平成	25年	対前回		
上	就業者数	構成比	就業者数	構成比	増減数	増減率	
総数	9, 948	100.0	6, 289	100.0	△ 3,659	△ 36.8	
自営漁業のみ	6, 797	68. 3	3, 497	55. 6	△ 3,300	△ 48.6	
漁業雇われ	3, 151	31. 7	2, 792	44. 4	△ 359	△ 11.4	

【漁業就業者】

満15歳以上で、過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。

【自営漁業・漁業雇われ】

「自営漁業のみ」とは、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう。

「漁業雇われ」とは、過去1年間に賃金報酬を得ることを目的に漁業雇われで作業(陸上作業含む)をした者で、自家漁業を行いながら雇われて漁業の仕事をしている者を含む。

(2) 個人経営体における新規就業世帯員数

個人経営体における新規就業世帯員数は 58 人で、男子が 44 人、女子が 14 人となっている。

このうち、男子の $20\sim29$ 歳、 $50\sim59$ 歳がそれぞれ 8 人と最も多く、次いで $30\sim39$ 歳が 7 人となっている。

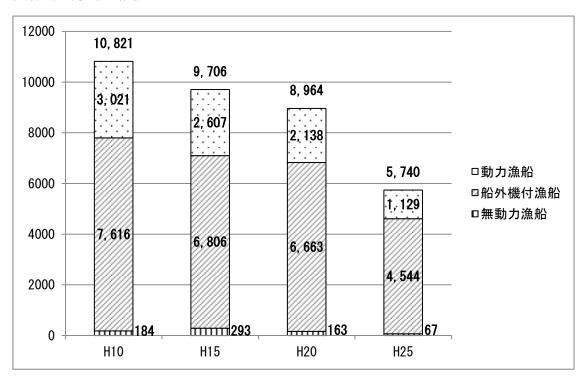
年齢区分	新	規就業世帯員	数	構成比	
十断区刀	男子	女子	計	1冊/八人レム	
15~19歳	5	3	8	13.8	
20~29歳	8	3	11	19. 0	
30~39歳	7	I	7	12. 1	
40~49歳	5	3	8	13.8	
50~59歳	8	3	11	19. 0	
60~64歳	5	I	5	8.6	
65歳以上	6	2	8	13.8	
合 計	44	14	58	100.0	

4 漁船

漁船の総隻数は5,740隻で、前回に比べ3,224隻(36.0%)減少した。

漁船隻数を種類別にみると、船外機付漁船が 4,544 隻(全漁船隻数に占める割合 79.2%)、動力漁船が 1,129 隻(同 19.7%)、無動力漁船が 67 隻(同 1.2%)で、前回に比べそれぞれ 2,119 隻(31.8%)、1,009 隻(47.2%)、96 隻(58.9%)減少した。

図5 種類別漁船隻数の推移



第9表 種類別漁船隻数 (単位:隻、%)

□	区		平成	20年	平成	25年	対前	前回
		73	隻数	構成比	隻数	構成比	増減数	増減率
総		数	8,964	100.0	5,740	100.0	△ 3,224	△ 36.0
無	動 力 漁	船	163	1.8	67	1.2	△ 96	△ 58.9
船	外機付漁	船	6,663	74.3	4,544	79.2	△ 2,119	△ 31.8
動	力 漁	船	2,138	23.9	1,129	19.7	△ 1,009	\triangle 47.2
	1 ト ン 未	満	62	0.7	35	0.6	△ 27	\triangle 43.5
	1 ~ 3トン 未	満	1,138	12.7	426	7.4	△ 712	\triangle 62.6
	3 ~ 5トン 未	満	500	5.6	310	5.4	△ 190	\triangle 38.0
	5 ~ 10トン未	満	209	2.3	156	2.7	△ 53	\triangle 25.4
	10 ~ 20トン未	満	188	2.1	171	3.0	△ 17	\triangle 9.0
	20 ~ 30トン未	満	1	0.0	_	_	$\triangle 1$	△ 100.0
	30 ~ 50トン未	満	1	0.0	1	0.0	0	0.0
	50 ~ 100トン末	満	13	0.1	11	0.2	\triangle 2	\triangle 15.4
	100~200トン未	満	2	0.0	4	0.1	2	100.0
	200 ~ 500トン 未	満	24	0.3	15	0.3	△ 9	\triangle 37.5

5 市町村別漁業経営体数

市町村別に漁業経営体数をみると、大船渡市が 685 経営体で最も多く、次いで釜石市の 540 経営体、宮古市の 511 経営体となっている。

漁業経営体の減少数が大きいのは、宮古市(514 経営体)で、次いで釜石市(287 経営体)、 山田町(241 経営体)、陸前高田市(240 経営体)、となっている。

減少率では、岩泉町 ($\triangle 59.2\%$)、宮古市 ($\triangle 50.1\%$)、陸前高田市 ($\triangle 49.1\%$) となっている。

第10表 漁業経営体の推移(沿岸12市町村毎)

単位:経営体

	前回 (平成 20 年)	前回経営 現在の経		5年11月1日		9回 25 年)	対前	中位・A生音中 前回 −H20)
市町村	漁業経営体	廃業	休業等	再開 経営体等 d =a-(b+c)	漁業 経 営体 d+e	うち新規 e	増減数	增減率 (%)
洋野町	645	99	170	376	415	39	△230	△35. 7
久慈市	145	20	27	98	135	37	△10	△6.9
野田村	115	13	9	93	100	7	△15	△13. 0
普代村	169	27	8	134	145	11	$\triangle 24$	△14. 2
田野畑村	122	19	8	95	97	2	△25	△20. 5
岩泉町	130	25	60	45	53	8	△77	△59. 2
宮古市	1, 025	447	116	462	511	49	△514	△50. 1
山田町	544	188	102	254	303	49	△241	△44. 3
大槌町	225	131	3	91	132	41	△93	△41. 3
釜石市	827	109	289	429	540	111	△287	△34. 7
大船渡市	877	245	81	551	685	134	△192	△21. 9
陸前高田市	489	131	128	230	249	19	△240	△49. 1
合 計	5, 313	1, 454	1,001	2, 858	3,365	507	△1, 948	△36. 7

- 注1「廃業等」とは、漁業をやめた、死亡、行方不明、他県へ転居した世帯をいう。
 - 2 「休業等」とは、前回経営体のうち、過去1年間における海上作業日数が30日未満のもの及び一時休業のために今回経営体の対象外とされた世帯を含む。
 - 3「再開経営体等」とは、前回経営体のうち漁業経営を再開している経営体又は継続して漁業経営を行っている経営体をいう。
 - 4 「新規」には前回調査時において、海上作業日数が30日未満の世帯を含む。

2013 年漁業センサス統計表

<岩手県市町村別>

1	潐	食業経営体調査
	(1)	経営組織別経営体数・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	(2)	経営体階層別経営体数・・・・・・・・・・・・・・・・2
	(3)	漁獲物・収穫物の販売金額別経営体数・・・・・・・・・・・・・6
2	個	1人経営体統計
	(1)	自営漁業の専兼業別経営体数・・・・・・・・・・・・・ 7
	(2)	専兼業別・基幹的漁業従事者の男女別・年齢階層別経営体数・・・・・8
	(3)	自営漁業の後継者の有無別経営体数・・・・・・・・・・・・16
3	漁	急業就業者統計
	(1)	自営・雇われ別漁業就業者・・・・・・・・・・・・・17
	(2)	男女別・年齢階層別漁業就業者数・・・・・・・・・・・18
4	漁	魚業世帯員(個人経営体出身)統計
	(1)	男女別・年齢階層別新規就業世帯員数・・・・・・・・・・21
5	漁	船に関する統計
	(1)	漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数・・・・・・・・・・23
	(注	
		(1) この表に掲載の数値は、四捨五入のため合計と一致しないものがある。

(2) 表中の「一」は該当数値のないもの、「0.0」は単位に満たないものを示す。